

JWMS 認定プログラム制度の概要



令和元年 5 月

一般社団法人鳥獣管理技術協会

はじめに

一般社団法人鳥獣管理技術協会（JWMS）は、大学や専門学校等による、鳥獣管理にかかわる知識・技術の普及や、技能の修得を目的とした、専門的で体系的な教育プログラムを認定する、「JWMS 認定プログラム制度」を設けています。教育プログラムが認定されると、鳥獣管理に関する専門的な教育機会を提供していることを、社会に対して示すことができます。さらに、プログラムの受講者または修了者には、鳥獣管理士資格認定試験の受験資格が付与され、資格取得への道が拓かれます。

鳥獣管理士資格は、全国的な課題となっている野生鳥獣と人間の軋轢に関する地域課題を担うことが期待される、鳥獣管理技術者の社会的な活躍を支援することを主な目的として、平成 21 年に創設されました。資格制度に対する全国的な関心が高まり、資格認定者はこれまでに 34 都道府県 315 名に及んでいます（平成 31 年 1 月現在）。実施校や学生等への優遇措置を用意していますので、この機会に是非「JWMS 認定プログラム制度」への参加をご検討ください。

この冊子の内容

1. 認定プログラムの種別
2. 指定授業科目について
3. 認定プログラムの申請について
4. 認定プログラムになると

1. 認定プログラムの種別

実施されている教育プログラムの総時間数を目安として、二種類の認定プログラムが用意されています。後述する指定授業科目の合計時間数を確認し、いずれか一方を選択して申請して下さい。それぞれの認定プログラムの内容と審査要件は次のとおりです。

(1) 認定プログラム I

総時間数 120 時間以上の専門的な教育プログラムを実施している、大学や専門学校等のコース、学部、学科、課程、専攻等が対象です。学校教育法による履修証明制度の対象となる教育プログラムを含みます。認定プログラム I の対象として、野生鳥獣の保護管理に関わる人材の養成を主目的とした教育プログラムを実施している大学や専門学校等が考えられます。

教育プログラムには、動物生態学、鳥獣管理学、社会と制度のいずれにも対応する授業科目（本制度では「指定授業科目」と称します）が開設されていることが必要です。

認定プログラム I の修了者には、鳥獣管理士準 1 級の受験資格が付与されます（受験年度を含む過去 3 カ年間有効）。

なお、以下の要件を満たせば、認定プログラム I を受講中の学生等は、プログラム受講期間中に、鳥獣管理士 2 級または 3 級の受験資格が付与されます。

2 級の受験資格：指定科目の中から 10 単位以上を履修済みであること。

3 級の受験資格：指定科目の中から 4 単位以上を履修済みであること。

(2) 認定プログラム II

総時間数 60 時間以上 120 時間未満の専門的な教育プログラムを実施している、大学や専門学校等のコース、学部、学科、課程、専攻等が対象です。認定プログラム II の対象として、野生鳥獣の保護管理に関わる内容を一部に含む教育プログラムを実施している大学や専門学校等が考えられます。

教育プログラムには、動物生態学、鳥獣管理学、社会と制度のいずれにも対応する授業科目（本制度では「指定授業科目」と称します）が開設されていることが必要です。

認定プログラムⅡの修了者には、鳥獣管理士2級の受験資格が付与されます（受験年度を含む過去3カ年間有効）。

なお、以下の要件を満たせば、認定プログラムⅡを受講中の学生等は、プログラム受講期間中に、3級の受験資格が得られます。

3級の受験資格：指定科目の中から4単位以上を履修済みであること。

2. 指定授業科目について

認定プログラムの申請に際して、動物生態学、鳥獣管理学、社会と制度、それぞれの教育分野に対応する授業科目を、「指定授業科目」としてJWMSに登録していただきます。教育プログラムにおいて、これら三分野のいずれにも対応する授業科目が開設されていることが、審査の要件となります。

教育分野の概要

動物生態学	シカ、イノシシ、サル、クマ、小型哺乳類、鳥類、外来生物等、動物の生態・生理、生息地、調査法等を含む内容を扱う授業科目
鳥獣管理学	鳥獣の被害対策、個体数調整、捕獲・狩猟、生息地管理、防護等、鳥獣の保護や管理に関する内容を扱う授業科目
社会と制度	鳥獣害の現状、発生原因、里山の課題等の社会的背景に関する内容や、鳥獣保護管理法、鳥獣被害防止特措法、生物多様性基本法等の関連する法や制度に関する内容を扱う授業科目

3. 認定プログラムの申請について

認定プログラムの適用を受けるには、教育プログラムを実施している大学や専門学校等のコース、学部、学科、課程、専攻等から申請書類を提出いただいた上で、JWMS の審査を受ける必要があります。また、教育プログラムや開講科目等の名称や内容に変更があった場合には、その都度更新手続をしていただきます。

申請に必要な書類は、3 種類です。申請書を提出する前に、申請担当者と JWMS 事務局で事前協議を行い、十分に準備をしていただくようお願いします。認定プログラムの審査には、JWMS が申請書を受理してから、およそ 2 ヶ月をいただきます。なお、JWMS 事務局との事前協議や認定プログラムの審査にかかる費用は無料です。

(1) 認定プログラム申請書 【様式 1】

- 様式 1 は、新規または教育プログラムに変更があった場合の更新手続にご利用いただけます。
- 認定プログラムの種別は、別途（1. 認定プログラムの種別）ご参照下さい。
- 認定を受けようとする大学・専門学校等の名称と、教育プログラムの実施主体となるコース、学部、学科、専攻等の組織名称を記載して下さい。
- 担当者と連絡先は、教育プログラムの内容に関する問い合わせがあった場合に対応できる方として下さい。
- 申請責任者は、教育プログラムの実施責任者となる学長、学部長、学科長等の氏名と、公印を押印して下さい。

(2) 指定授業科目の一覧表 【様式 2】

- 標準履修年次を記載して下さい。
- 授業の開設年度を記載して下さい。認定を受けると、授業開設年度以降の履修履歴が認められます。
- 教育分野との対応関係について、授業内容の 6 割以上が対応する場合は◎、3 割以上 6 割未満が対応する場合は○、3 割未満が対応する場合は△を付けて下さい。例えば 15 回

の講義の内、10回以上該当していれば◎、5回～9回は○、4回以下は△となります。
なお、一つの授業科目が複数の分野に対応していても構いません。

- 登録する授業科目数の制限はありませんが、指定授業科目をあわせた総時間数が、認定プログラムⅠにおいては120時間以上、認定プログラムⅡにおいては60時間以上となるように、必修科目や選択科目等の受講者の履修条件も考慮して、余裕を持たせてください。
- コース・学部・学科・専攻等の名称や、指定授業科目の名称あるいは内容に変更があった場合には、JWMSに連絡の上、申請書類の更新を行って下さい。

(3) 授業科目概要（シラバス）等の関連資料 【様式自由】

- 指定授業科目の内容、時間数が分かる関連資料をもれなく添付してください。
- この資料は、該当する箇所にアンダーラインや付箋をつける等して明示してからご提出ください。提出書類は、実施機関が発行する原本またはコピーとします。なお、資料は期間中に参照することがありますから、返却いたしません。

4. 認定プログラムになると

申請された教育プログラムが JWMS 認定プログラムとして認められると、次のような優遇措置を受けることができます。それぞれの手続については、認定証の送付時に、JWMS 事務局より別途ご案内差し上げます。

(1) 認定証の発行

JWMS によって認定された教育プログラムであることを証明する、正式な認定証が交付されます。また、JWMS ホームページにおいて、認定プログラムであることが公表されます。

(2) 鳥獣管理士資格認定試験受験資格の付与

認定プログラムの受講者または修了者には、履修の進捗状況にあわせて、鳥獣管理士準1級、2級ないし3級の受験資格が付与されます。

(3) 鳥獣管理士資格認定試験サテライト受験会場の設置

認定プログラムの実施機関を、認定プログラムの受講者や修了者を対象にした鳥獣管理士資格認定試験の受験会場とすることができます。

5. 問合せ

JWMS 認定プログラム制度に関するお問合せは、JWMS 事務局までお願いいたします。

東京事務所

〒154-0015

東京都世田谷区桜新町 2-22-3 NDS ビル

電話 03-3420-9006 Fax 03-4333-7375

info@jwms.or.jp

(JWMS 2019.05.07)

JWMS 認定プログラム申請書

1. 申請種別

- 新規
 更新（教育プログラムに変更があった場合）
-

2. 認定プログラムの種別

- 認定プログラム I
 認定プログラム II
-

3. 認定を受けようとする大学・専門学校等の名称

（大学・専門学校等名称）

（コース・学部・学科・専攻等名称）

4. 担当者・連絡先

（担当者氏名）

（役職等）

（連絡先住所） 〒

（電話番号）

（ファックス番号）

（Eメール）

5. 申請責任者

上記の機関が実施する教育プログラムを、一般社団法人鳥獣管理技術協会の認定プログラムとしたいので、申請いたします。

申請日 年 月 日

（学校名）

（代表者名）

公印
